

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

本市では、平成22年3月に「大村市農業基本条例」を制定し、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成25年3月に「大村市農業基本計画」を策定し、その後平成30年3月に見直しを行い、計画の将来像である「ともに支え合う食と健康と活力ある農業」を目指して様々な施策に取り組んできました。

一方、農業者の高齢化・後継者不足、農地面積の減少や、TPP11^{※1}をはじめとするグローバル化^{※2}の進展など、農業を取り巻く環境は依然として厳しい状態が続いています。

このような状況の中、国は、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立するため、「産業政策」と「地域政策」を2本柱とする「食料・農業・農村基本計画」を令和2年3月に策定しました。また、令和3年5月には、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーション^{※3}で実現させるため、「みどりの食料システム戦略^{※4}」を策定しました。

以上のことを踏まえ、農業の持続的な発展や豊かで住みよい地域社会の実現等を目指し、本市の最上位計画である第5次大村市総合計画や、国や県の方針・計画と整合を図りつつ、新たに「第2期大村市農業基本計画」を策定します。

※1 TPP11：環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定。TPPは、環太平洋でモノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築する経済連携協定で、日本を含む11か国が署名している。

※2 グローバル化：社会的、経済的に国や地域を超えて世界規模で結びつきが深まること。

※3 イノベーション：新たな仕組みや習慣を取り入れて革新的な価値を創造すること。

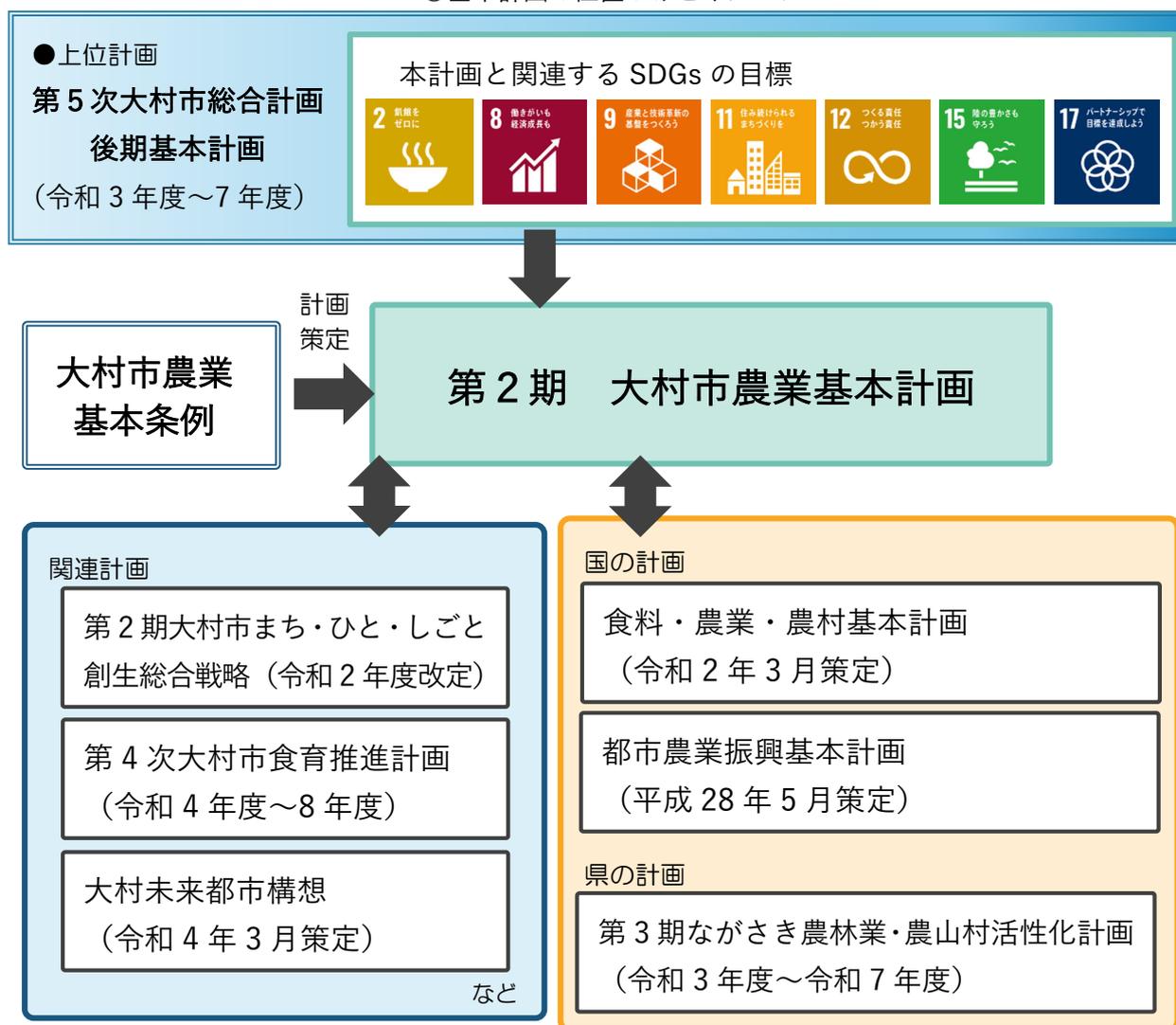
※4 みどりの食料システム戦略：近年の気候変動や生物多様性の低下等、農林水産物や食品の生産から消費に至る食料システムを取巻く環境が大きく変化していることや、SDGs（持続可能な開発目標）や環境への配慮を重視する世界的な潮流により、令和3年5月に農林水産省が策定した食料生産の方針のこと。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、第5次大村市総合計画及び大村市農業基本条例に基づき実施される本市の農業・農村に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための指針として位置づけるものです。

なお、第5次大村市総合計画・後期基本計画では、SDGs（持続可能な開発目標）の推進に向けた施策展開を設定しており、本計画と関連する内容では7つの目標を提示しています。本計画においても、SDGsの視点を取り入れた計画の推進を行います。

○基本計画の位置づけとイメージ



第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度を初年度とし、目標年度を令和14年度とする10か年の計画とします。

ただし、急激な社会経済状況の変化や国の農業政策の大きな変化等、本計画の見直しが必要と判断される場合は、適切に対応していきます。